

1月の当番医	
1月 1 日	矢部 広域病院 (電話72-1121)
1月 2 日	瀬 戸 病 院 (電話75-0111)
1月 3 日	蘇 陽 病 院 (電話83-1122)
1月 8 日	高田整形外科 (電話72-1007)
1月15日	坂本クリニック (電話72-0210)
1月22日	伴 病 院 (電話72-0029)
1月29日	野 田 医 院 (電話72-0307)

山都町の人口	
〔平成23年11月30日現在〕	
男	8,607人(－ 5)
女	9,193人(－26)
計	17,800人(－31)
世帯	6,767戸(－ 2)
※()は前月比	
※最高齢は106歳〔女性1人〕	
※1月1日～11月30日の出生届数 90人(うち11月は6人)	
※1月1日～11月31日の死亡届数 261人(うち11月は24人)	

環境衛生係からのお知らせ

ご注意ください 年末年始のごみ収集・し尿くみ取り

ゴミ収集日の確認を

平成23年12月29日(木)から平成24年1月3日(火)まで、ゴミの収集は休みです。その間、ごみ収集所にごみを出さないようお願いします。各戸配布しています「ゴミ収集日程カレンダー」をご確認ください。

なお、小峰クリーンセンターへの直接搬入は28日までをお願いします。

し尿くみ取りの確認を

年末年始は、し尿のくみ取りの依頼が多く、混雑が予想されます。早めに依頼してください。

▼(資)みずほ環境公社 電話72-4649

▼大谷清掃公社(有) 電話75-0658

問い合わせ先 住民環境課 環境衛生係 72-0767

編集後記

4ページで紹介した牛削蹄師の有働信宏さん。突然の訪問にも関わらず、取材に丁寧に答えてくれました。その信宏さんの悩みは、「来年の全国大会で、出場者が注目するなか模範削蹄をしなければならないこと」だそうです。

発行月号数を発行日と合わせるため、今月の広報やまとは「年末号」としました。来月発行する広報やまが1月号となります。新年のあいさつや成人式の様子を紹介する予定です。(F)

季節のうた

▼清和短歌会
もう二度と 身に副ふこともなかりしと思ひ
餅のもんべ 縛ふ 知りて三年ようやくに霜耐えぬいて
皇帝ダリア 紅葉の村を見返りつ喧騒の街に
清和に咲けり 娘ら帰りゆく
馬見原酔山会
放射能 目がけて秋の 種時くと
麁屋と なりて幾年 柿もみち
銀杏焼き 翡翠のごとき 色食す
やまなみの会
秋灯下 手あかのつきし 辞書を引く
コスモスの 色もつれ合ふ 風に佇つ
開拓の 跡をとどめし 野路の秋
天空をキャンパスにして 咲く花火音の響と色彩の妙
黄金の晴れ着に真紅の帯しめて 棚田の秋は今ぞ真盛り
さぎ一羽浅き川瀬に立ち止まり川の流れに何を見つむる
古閑比奈子
▼通潤句会
親驚忌 他力に任せ日の過ぐる
御正忌の手伝ひ重ね吾が齢
菊池 成河
飯星セチ子
山下 弘子
原田 和子
赤星たづえ
岩崎 延枝
岩永 周子
岩永 博子
渡辺 勝子
米田 定
渡邊 民生
山本 フサ

書道

和光教室書道部の佐野八重子さん(川口)作

守道有天知

佐野八重子

税務課からのお知らせ

町県民税の扶養控除が変わります。

- 平成24年度から町県民税の扶養控除及び障害者控除が改正されます。
- 年少扶養親族に対する扶養控除の見直し(表1参照)
16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。ただし、町県民税の非課税限度額などの算定に必要なため、16歳未満の扶養親族であっても申告をしてください。
給与所得者の方は、年末調整時に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養控除の対象とならない年齢16歳未満の扶養親族を必ず記載して下さい。「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」も同様です。
 - 特定扶養親族(16歳以上19歳未満)の控除額の変更(表1参照)
高校の授業料無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の人に係る扶養控除が45万円から33万円になります。
 - 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し(表2参照)
改正前の同居特別障害者の特例は、配偶者控除の額または扶養控除の額に23万円を加算していました。今回の改正で、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、特別障害者の場合、障害者控除の額(30万円)に23万円が加算されます。これにより、同居特別障害者控除の額は53万円になります。なお、16歳未満である年少扶養親族に対する扶養控除の適用は廃止されますが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用になります。普通障害者控除の額(26万円)、特別障害者控除の額(30万円)はともに変更ありません。

(表1) 扶養控除		
控除対象扶養親族の年齢 (H24. 1. 1現在)	現行 (H23年度まで)	改正後 (H24年度から)
年少(16歳未満)	33万円	控除対象外
特定(16歳以上19歳未満)	45万円	33万円
特定(19歳以上23歳未満)	変更なし(45万円)	

(表2) 同居特別障害者控除・扶養控除合計			
	控除対象扶養親族の年齢 (H24. 1. 1現在)	現行 (H23年度まで)	改正後 (H24年度から)
配偶者	一般(70歳未満)	変更なし(86万円)	
	老人(70歳以上)	変更なし(91万円)	
扶養親族	年少(16歳未満)	86万円	53万円
	特定(16歳以上19歳未満)	98万円	86万円
	特定(19歳以上23歳未満)	変更なし(98万円)	
	その他(23歳以上)	変更なし(86万円)	
	老人(70歳以上)	変更なし(91万円)	
	同居老親(70歳以上)	変更なし(98万円)	

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金の受給者は 確定申告前にご確認を!

税制改正により、次の両方に当てはまる場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、これに当てはまる場合でも医療費控除などがあるときは所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

①公的年金等の収入金額(複数から受給している場合はその合計額)が400万円以下

②公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下

(住民税の申告は必要です。)

住民税の申告は申告受付期間中に、町内各地区申告会場にお越しください。申告受付期間の日程、地区割などは、平成24年1月末から2月初めにお知らせします。

問い合わせ先 税務課 電話 72-1128

冬の節電に
取り組もう

地球温暖化が深刻化しています。ライフスタイルを見直し、日ごろから省エネに取り組みましょう。

- ◎エアコン
- 室温は20℃を目安に
年間で電気53.08kWhの省エネ約1,080円の節約
 - 必要なときにだけつける
年間で電気40.73kWhの省エネ約830円の節約
 - フィルターを月に1回清掃
年間で電気31.95kWhの省エネ約650円の節約
- ◎電気カーペット
- 広さにあった大きさを
年間で電気89.91kWhの省エネ約1,830円の節約
 - 設定温度は低めに
年間で電気185.97kWhの省エネ約3,780円の節約
- ◎電気こたつ
- こたつ布団に上掛けと敷き布団を合わせて使う
年間で電気32.48kWhの省エネ約660円の節約
 - 設定温度は低めに
年間で電気48.95kWhの省エネ約1,000円の節約
- ◎ガス・石油ファンヒーター
- 室温は20℃を目安に
【ガス】年間でガス8.15m³約1,390円の節約
【石油】年間で灯油10.22Lの省エネ 約780円の節約
 - 必要なときだけつける
【ガス】年間でガス12.68m³約2,160円の節約
【石油】年間で灯油15.91Lの省エネ 約1,210円の節約

+++++

寒いからといって設定温度を上げる前に、着る物の工夫を!

体感温度アップ!

カーディガン	+2.2℃
ひざ掛け	+2.5℃
ソックス	+0.6℃

